

デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託仕様書（案）

本仕様書（案）は、**デジタルライブラリーの先進事例調査**に係る業務委託の**標準的な仕様**を示すものである。

受託希望者は、本仕様書（案）を踏まえ、**発注者と協議、調整**の上、デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託の**仕様を確定**させるものとする。

1 委託業務名

デジタルライブラリーの先進事例調査に係る業務委託

2 業務目的

少子高齢化や社会のデジタル化の進展、Society5.0の到来など、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）は時代の変化や県民ニーズに対応したサービスの一層の充実を図っていく必要がある。

特に、デジタル技術を活用した図書館サービスについては、来館せずとも図書館サービスを受けることを可能にしたり、情報が氾濫する昨今にあっても、適切に県民に必要な情報へナビゲーションすることを可能にしたりすることが考えられる。

こうしたことから、新しい県立図書館において不可欠なサービスであるデジタルライブラリーに関する具体的なサービス内容について検討を進めるために、デジタルライブラリー*の先進的な取組について詳細調査を行うもの。

※ デジタルライブラリーとは、デジタル化資料を公開しているデジタルアーカイブや電子書籍を閲覧できる電子図書館など、ウェブサイト上でデジタルコンテンツを閲覧できるシステム全般をいう。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 履行場所

埼玉県（以下、「発注者」という。）が指定した場所

5 業務内容

来館せずに図書館サービスを受けられるデジタルライブラリー・サービスについて、以下の観点を踏まえ、埼玉県以外の都道府県立図書館における先進事例を調査する。

調査対象は「6 調査対象（4機関）」のとおりとする。

調査にあたっては、「新埼玉県立図書館基本構想（案）」（https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233161/kihon_koso_draft_r.pdf）をよく勘案

した上で実施するものとする。

ア 調査対象全館に対する観点

- (1) 図書館の人員等の体制及び館内のデジタル環境について
- (2) デジタルライブラリーの内容及び運営方針について
- (3) デジタルライブラリー運営に係る人員や機器等の体制について

イ 個別の県立図書館に対する調査観点

- (1) 県立長野図書館
 - ・デジとしょ信州（市町村と県の協働電子図書館）の利用状況
- (2) 静岡県立中央図書館
 - ・自治体資料自動収集システムにより収集した資料のデータ整理方法・公開状況等
- (3) 岡山県立図書館
 - ・デジタルコンテンツ制作のためのメディア工房の利用状況

6 調査対象（4機関）

- (1) 県立長野図書館
- (2) 静岡県立中央図書館
- (3) 岡山県立図書館
- (4) 受託希望者が提案する都道府県立図書館

7 調査方法

受託希望者の提案による

8 成果物

(1) 形式及び提出

調査結果をまとめた報告書の電子データを成果物とする。電子データについては、発注者と協議の上、PC環境で加工可能な形式で納入すること。なお、成果物の提出に当たっては、事前に発注者の確認を受け、承認された上で提出すること。

(2) 成果物の帰属

本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

(3) その他

受注者は発注者から求めがあった場合は、その時点までに調査した内容や結果を提供するものとする。なお、提供方法や形式については受注者と発注者が協議の上決定するものとする。

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、発注者と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。特に調査に着手する前には委託者と調査の設計に関して打ち合わせを行うこと。
- (2) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、調査経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

10 その他

その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。